

令和6年10月 定例総会議事録

日 時 令和6年10月31日（木） 午前9時30分～午前10時30分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小島利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

欠席 松田まり子

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三				

事務局

事務局長	村岡浩二	主幹	竹内秀次	主幹	西原学	主査	宮田衣美
主査	橋谷理己						

議 題

- 報告第20号 農地法第3条の規定による許可書の返戻について
- 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 議案第79号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第80号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による決定について（賃貸借）
- 議案第81号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）
- 議案第82号 農用地利用集積等促進計画について（中間管理事業）
- 議案第83号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第84号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第85号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 それでは定例会議を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員18名、推進委員18名の方が出席されています。農業委員会規則第7条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに10月の行事実績及び11月の行事予定を報告します。

(10月の行事実績と11月の行事予定の報告)

それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは小林市農業委員会10月期の定例総会を只今より開会します。ご協力の程よろしくお願ひします。

事務局 本日は報告が第20号から第21号の10件、議案が第79号から第85号までの72件、合計82件でございます。

それでは、農業委員会規則第6条により春口会長に議長をお願いいたします。

議長 はい、今年も天候が大変不規則で雨ばかり続いています。その影響で稲刈りの方もかなり遅れているようです。それでは、議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に今月の議事録署名を12番瀬戸山委員、15番下沖委員をお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いいたします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第20号、農地法第3条の規定による許可書の返戻について
下記のとおり申請人より農地法3条の規定による許可書の返戻があったので報告する。

(報告第20～21号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いいたします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第79号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題と

します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第79号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第79号1番朗読、他14件省略)

議長 ありがとうございます。では審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 今月の農地法3条・基盤法・農地利用集積計画の事前審査を第3小委員会に付託されましたので、10月22日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第79号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、

1番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 199,442 円。

2番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 242,131 円。

3番、申請地を購入し、利便性を図る。10a 当たり 178,344 円。

4番、申請地を購入し、利便性を図る。10a 当たり 194,175 円。

5番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 400,000 円。

6番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 110,701 円。

6番につきましては、譲受人の耕作面積が広いということで認定農業者ではないかとの意見がありましたが、林業が本業であり、所得の大半もそれで占めているため、認定農業者にはなっておりません。

7番、兄から贈与を受けるものである。

8番、姪から贈与を受けるものである。営農計画書添付です。

9番、従姉から贈与を受けるものである。営農計画書添付です。

10番、知人から贈与を受けるものである。

11番、姉から贈与を受けるものである。営農計画書添付です。

12番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 140,166 円。

以上12件。審議の結果、小委員会としては、許可相当と判断しました。

報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 今月の野尻町区分の農地法第3条・基盤法等及び農地法第4条、農地法第5条、非農地の事前審査を第1小委員会に付託されましたので、10月22日に会長・局長・竹内主幹同席のもと、審査会を行いました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第79号農地法第3条の所有権移転。野尻町区分です。

13番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a当たり114,561円。

14番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a当たり114,560円。

15番、特例事業を活用し、規模拡大を図る。宮崎県農業振興公社の特例事業による分割払いタイプです。

以上3件。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第79号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第80号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について貸借を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第80号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第80号1番朗読、他1件省略)

議長 ありがとうございました。

ここで2番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員退出)

議長 それでは2番の審査報告をお願いします。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 議案第80号、農業経営基盤強化促進法（賃貸借）、野尻町区分です。
2番、10年間の設定です。10a 当たり 3,232 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

2番の案件について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に申し上げます。案件について計画通り決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第80号、農業経営基盤強化促進法（賃貸借）です。
1番、5年間の再設定、10a あたり 5,000 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定いたします。

続きまして、議案第81号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第81号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条1項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第81号1番朗読、他16件省略)

議長 ありがとうございます。6番と7番が〇〇委員関係の案件ですので、〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇委員退出)

議長 それでは6番、7番の審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第81号、農業経営基盤強化促進法（所有権）の6番及び7番です。

6番と7番の案件は等価交換でございます。ともに面積が同等であることから等価交換の条件に適していると考え、許可相当と判断しました。

以上報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をいたします。6番及び7番の案件について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に申し上げます。案件については計画通り決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 続いて、12番が〇〇委員に関する議案ですので、〇〇委員は退出をお願いします。

(〇〇委員退出)

議長 それでは12番の審査報告をお願いします。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 議案第81号、農業経営基盤強化促進法（所有権）の12番です。
12番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a当たり136,437円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。12番の案件について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に申し上げます。案件については計画通り決定しました。

〇〇委員 どうもありがとうございました。

議長 その他の案件について審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 引き続き、農業経営基盤強化促進法（所有権）の案件について報告します。

1番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 200,000 円。

2番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 130,265 円。

3番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 438,416 円。

4番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 500,000 円。

5番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 65,854 円。

8番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 400,000 円。

9番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 255,403 円。

10番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 66,138 円。

11番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 200,000 円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。

報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 議案第81号、農業経営基盤強化促進法（所有権）、野尻町区分です。

13番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 339,463 円。

14番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 37,622 円。

15番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 236,593 円。

16番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 150,000 円。

17番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a 当たり 150,000 円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第81号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定します。

続きまして、議案第82号、農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第82号、農用地利用集積等促進計画について、
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

(議案第82号 1 番朗読 他30件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第82号、農用地利用集積等促進計画について報告します。
小林地区につきましては、22件、田 99,230 m²、畑 142,364 m²、牧場 1,813 m²、計 243,407 m²です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 続いて、野尻地区です。
野尻地区は計 9 件、田 3,147 m²、畑 37,431 m²、計 40,578 m²です。

審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第82号、農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。

続きまして、議案第83号、農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第83号、農地法第4条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案83号1番朗読)

議長 はい、ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 今月の4条・5条・非農地証明の事前審査を第2小委員会に付託されました。10月23日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。議案第83号、農地法第4条です。
1番、転用理由は一般住宅・牛舎・農業用倉庫の迫認でございます。審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。以上で終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決をします。

議案第83号、農地法第4条の規定による許可申請書について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第84号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請所進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第84号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第84号1番朗読)

議長

はい、ありがとうございました。審査報告をお願いします。

(3番挙手)

3番

議案第84号、農地法第5条の所有権です。

1番、譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したく申請するものです。

審議の結果、委員会としましては、許可相当と判断しました。

以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決をします。

議案第84号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。

続きまして、議案第85号、非農地証明願承認についてを議題をします。

事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第85号、非農地証明願承認について
下記のとおり、非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第85号1番朗読、他4件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第85号非農地証明願承認について。
1番、宅地とありますが10年以上耕作放棄地になっており、行政書士からの代理申請でありました。
2番、公衆用道路であり、これも行政書士からの代理申請でした。
3番、永久津公民館付近の坂をずっとあがった所でありました。山林です。周りも耕作されていない状態でした。
以上3件、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 議案85号、非農地証明願承認について。野尻町区分です。
4番、紙屋橋を渡った所でありました。周りが雑木で覆われており農地として機能していないと判断しました。
5番、ここも調査事項は原野になります。紙屋小学校体育館の東側を下に行った所でありました。周りに農地は無く、申請地には草が密集しており、農地として使用することは不可能と判断しました。
以上2件、小委員会では許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第85号、非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午前10時30分

令和6年10月31日定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟